資料4

第37回保険者による 健診・保健指導等に関する検討会

# マイナポータルで実現されるサービス



令和2年3月 内閣府大臣官房番号制度担当室

- 〇 「マイナポータル」は、政府が運営する国民一人ひとりのポータルサイトです。
- 〇 子育て等に関する手続の検索やオンライン申請ができるほか、利用者登録をいただき、 自己情報の確認、やりとり履歴の確認など様々なサービスが利用できます。

#### A サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索 や、オンライン申請(子育てワンス トップサービス等)ができます。

#### 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報 を検索して確認することができます。

### C お知らt

行政機関等から配信されるお知らせ を受信することができます。

令和2年1月より、新たに、法人 設立ワンストップサービスを開始



## 情報提供等記録表示(やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報を やりとり(照会・提供)した履歴を、 確認することができます。

## もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイト※を登録することで、マイナポータルと一体的に使えるようになります。

※e-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスなど

#### 令和元年11月より、 iPhone でも利用者登録が可能です

\* iPhoneはApple Inc.の商標です。iPhone商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。



## マイナポータルとは?

子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップで できたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです





※マイナンバーカード 対応機種に限ります。

マイナンバーカードの IC チップでログイン

※一部機能のご利用には マイナンバーカードは不要です。

#### パソコンから



する IC カードリーダーが 必要です。

●language ● RIT ● A C T C SQR

使ってみる

#### マイナポータルでできること

#### ぴったりサービス

子育てをはじめとする オンライン申請が できるよ!

※サービスの検索や 一部の申請については

マイナンバーカードが なくてもできるよ!

1 マイナポータル

#### あなたの情報

- 税情報(所得等) 世帯情報
- ()分・予防接種の履歴 などが確認 できるよ!

#### お知らせ

- ・ 「児童手当の現況届 を出してください」
- ・「確定申告が始まり ます」
- などのあなたに あったお知らせが

届くよ!

#### やりとり履歴

あなたの情報が行政 機関でどのように やりとりされた かチェック できるよ!

#### もっとつながる

#### (外部サイト連携)

- e-Tax ・ねんきんネット
- などに つながるよ



※マイナンバーカードに対応

"あなたにいいコト" どんとん広がる

あなたに合った情報を、あなたが使いたい機能





#### かんたん検索

例えば、「児童手当」を検索すると…



- ・市区町村に提出する申請書等の作成に 必要な書類が一覧で確認できる!
- 添付書類の不足や間違いが減る!

※本機能のご利用には、マイナンバーカードは不要です。

自分にぴったりな サービスを簡単に 検索できるよ!



#### オンライン申請

市区町村窓口まで出向かな くても、自宅で申請できる!



例えば・・・

児童手当の手続 保育所等の入所申請

妊娠の届出

児童手当の現況届 等々



マイナンバーカードを 使ってオンライン 申請!

書類添付は 写真画像で

市区町村 

- ・添付書類の不足や 間違いが減る!
- 申請書等の作成が スマホ・PC で可能!

#### これからはますます目が離せない!



**(そ**の他



nttps://myna.go.jj



引越

子育て以外の分野も検索や

被災者支援

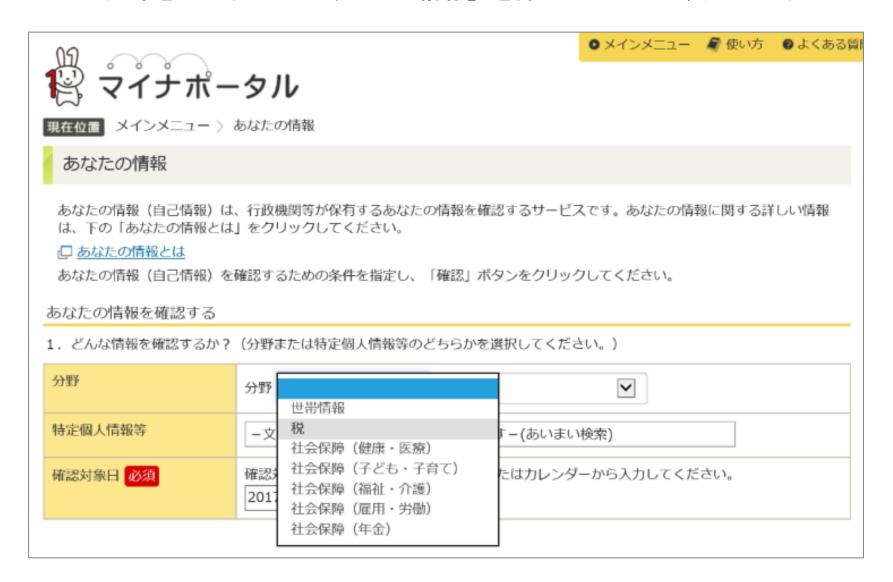
になります。

オンライン申請ができるよう

2020年度から、マイナンバーカードを 健康保険証として利用(2021年3月(予定)) するための初回登録もできるようになります。

※健診結果、医療費情報、薬剤情報も確認できるようになります!

### 分野を入力すれば「あなたの情報」を探し出してきて表示します



### 例えば「前年の地方税」に関する情報を見ることができます



### PDFやCSV形式でダウンロードできます

帳票ID: RPK0401-001 帳票作成日: 2017年7月18日

### あなたの情報の確認結果

#### 特定個人情報等

地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報

項目コード	項目名	内容
0200000020	課税年度	2017
0200000030	総所得金額等	
0200000040	合計所得金額	
0200000050	総所得金額	
0200000060	給与所得額	
0200000070	給与収入額	
0200000080	給与専従者収入額	0
0200000090	雑所得額 (総合)	0
0200000100	公的年金等所得額	0
0200000110	公的年金等収入額	0
0200000120	公的年金等以外難所得額(総 合課税)	0
0200000130	事業所得額	0
0200000140	営業等所得額	0
0200000150	農業所得額	0
0200000160	特例肉用牛所得額	0
0200000190	不動産所得額	
0200000200	利子所得額 (総合)	
0200000210	配当所得額(総合)	

### 「ぴったりサービス」では、子育てに関する手続きをはじめ、 様々な申請や届出をスマートフォンでもできます





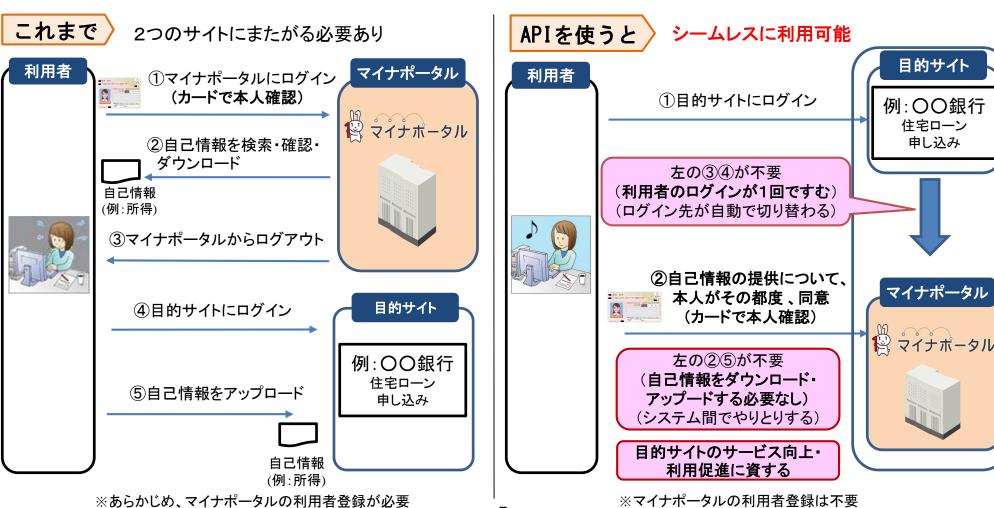




※「子育て」については、R元.12月末時点で、手続きの検索が1,556団体(人口割合98%)で対応可能、電子申請が935団体 (人口割合74%)で対応可能。

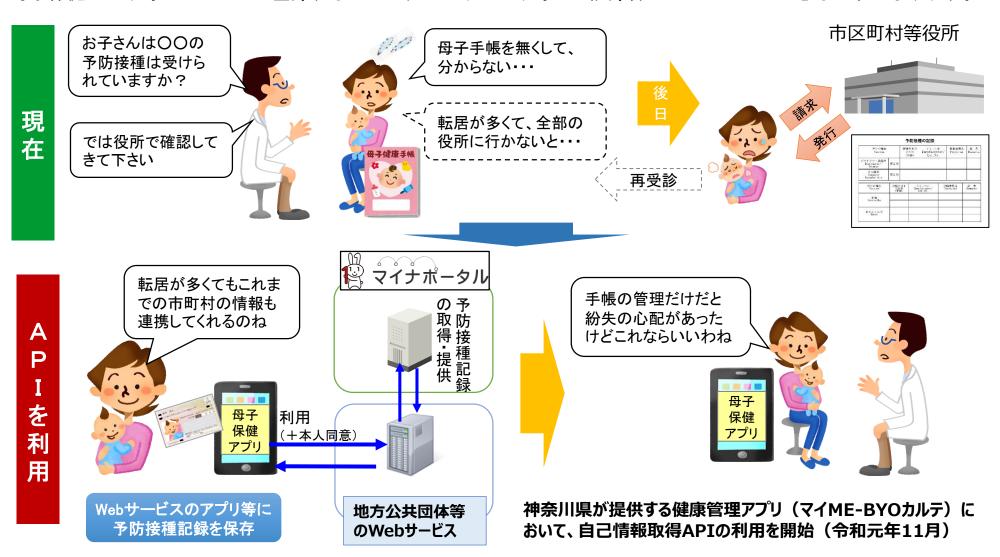
### 利用者が自己情報をスムーズに取得し、登録・提供ができます(自己情報取得API)

- 〇 マイナポータルには、行政機関等が保有する自己情報を確認できるサービスがあります。国民が自己情報の確認だけでなく、提供まで負担なく行えるよう、**自己情報取得APIを提供**しています。※今和元年11月に利用手続きを公開
- 〇 民間事業者や地方公共団体など様々なW e b サービス提供者が、自己情報取得APIを活用してマイナポータルと連 携することで、Webサービス利用者の自己情報を、利用者に負担かけることなく取得できるようになります。
- ※ APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するものです。



### APIの利用例:子どもの予防接種記録を母子健康アプリに連携

予防接種の記録について、マイナポータルを経由してオンラインで取得し、地方自治体や民間事業者が提供している 母子保健アプリ等のサービスに登録することで、スマホアプリ等での記録管理がスムーズにできるようになります。



- ※1 取得できる予防接種記録は、予防接種法及び予防接種法施行令で定められ、かつ地方公共団体に記録されているものに限ります。
- ※2 予防接種記録は予防接種法施行令で記録の保存期間を5年と定められており、5年を経過した情報は取得できません。

- 自己情報取得APIの仕組みは、利用の都度、本人確認と本人確認を厳格に実施します。

❷ Webサービス提供者の「取得目的」・「取得できる自己情報」を事前に審査

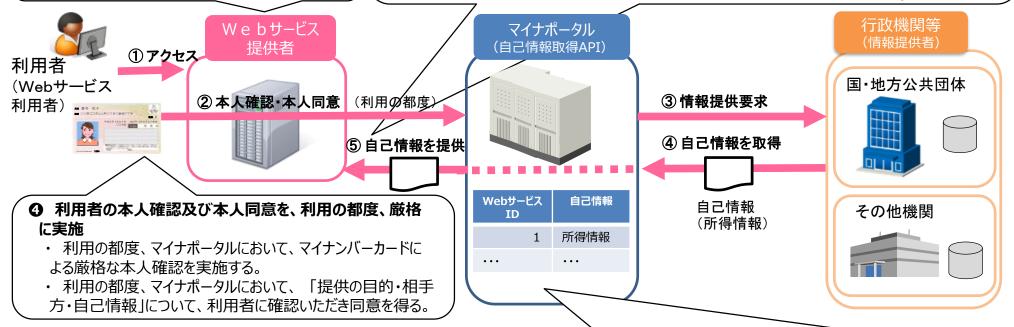
- ・ 予め、内閣府が、「取得目的」の適正性と、「取得できる自己情報」の必要性を審査。
- ・ 適正な目的のもと、必要最小限の自己情報のみ、取得できる。

#### ● Webサービス提供者を事前に審査

- 予め、内閣府がセキュリティ対策等を審査。
- ・ 審査をクリアした者のみ、APIを利用できる。

#### ❸ 取得できる自己情報に「個人を特定できる情報」は含まれない

- ・ 取得できる自己情報に、「個人番号」は含まれない。
- ・ 取得できる自己情報に、「本人確認情報(氏名・住所・生年月日・性別等)」は含まれない。



#### **⑤** 「Webサービス提供者」・「取得できる自己情報」をシステムで設定し確実に限定

- ・ 予め、❶②により利用・取得できるとされた「Webサービス提供者」・「取得できる自己情報」を、マイナポータルのシステム上で設定し確実に限定する。
- **③** 自己情報の提供はマイナポータルからの限定的な送信のみ
  - ・マイナポータルは、◆の利用者の本人確認及び同意があった場合に、◆の設定に基づき、「提供の相手方・自己情報」を限定・特定して送信する。
  - ・ Webサービス提供者が、マイナポータルの自己情報のデータベースにアクセス等することは、一切できない。
- 自己情報の送信は安全・確実に実施
  - ・ 6の送信は、相互に相手方のサーバの正当性を確認するとともに、暗号化を行い、実施する。

## マイナポータルの自己情報取得APIで取得できようになる特定個人情報の一覧

No.	分野名	分野 詳細名	自己情報 番号	情報の内容
1	世帯情報	世帯情報	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項
2	税	地方税	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づ く条例の規定により算定した税額若しくはそ の算定の基礎となる事項に関する情報
	社会保障  (健康・医療)		3-1	学校保健安全法による医療に要する費用につ  いての援助に関する情報
		医療保険	3-2	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保 険料の徴収に関する情報
			3-3	船員保険法による保険給付の支給に関する情 報
		予防接種	3-4	予防接種法による予防接種の実施に関する情 報
			3-5	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する 他の法令による給付の支給に関する情報
			3-6	健康保険法第五十五条に規定する他の法令に よる給付の支給に関する情報
			3-7	健康保険法第百二十八条に規定する他の法令 による給付の支給に関する情報
	健康・医その他		3-8	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条 第一項に規定する他の法令による給付の支給 に関する情報
		健康・医療・	3-9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令 により行われる給付の支給に関する情報
			3-10	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する 他の法令による給付の支給に関する情報
3			3-11	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他 の法令による給付の支給に関する情報
			3-12	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の 法令による給付の支給に関する情報
			3-13	船員保険法第三十三条に規定する他の法令に よる給付の支給に関する情報
			3-14	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-15	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 三十条の二に規定する他の法律による医療に 関する給付の支給に関する情報
			3-16	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律第三十九条第一項に規定する他 の法律による医療に関する給付の支給に関す る情報
			3-17	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
			3-18	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令 による給付の支給に関する情報
			3-19	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
			3-20	難病の患者に対する医療等に関する法律第十 二条に規定する他の法令による給付の支給に 関する情報

LJ.				10 00 01 0
No.	分野名	分野 詳細名	自己情報 番号	情報の内容
	社会保障 (子ども・子育	子ども・子 育て支援	4-1	児童手当法による児童手当若しくは特例給付 の支給に関する情報
	T)		4-2	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に 関する情報
		母子家庭等	4-3	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金 の支給に関する情報
		関係	4-4	児童福祉法による母子生活支援施設における 保護の実施に関する情報
			4-5	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の 貸付けに関する情報
		母子保健	4-6	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
4		母于床庭	4-7	母子保健法による妊娠の届出に関する情報
		教育・就学	4-8	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に よる就学支援金の支給に関する情報
		支援	4-9	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の
			4-10	支弁に関する情報
		子ども・子	4-10	
		育て その他	4-11	特定疾病医療費の支給若しくは措置(同法第 二十七条第一項第三号又は第二項の措置をい
	社会保障			う。)に関する情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
	(福祉・介護)		5-1	援するための法律による自立支援給付の支給 に関する情報
			5-2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施
			5-3	設入所支援に関する情報 児童福祉法による障害児通所支援に関する情
				報 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精
	障害保健 祉		5-4	神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害 者福祉法にいう知的障害者に関する情報
		障害保健福 祉	5-5	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置 (同法第二十七条第一項第三号の措置をい
				う。) に関する情報 児童福祉法による障害児入所支援、措置(同
			5-6	法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又 は第二十七条の二第一項の措置をいう。)若
				しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに 就業の支援の実施に関する情報
5			5-7	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報
			5-8	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又 は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条
				第一項の福祉手当の支給に関する情報
		生活保護・	5-9	生活保護法による保護の実施若しくは就労自 立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関 する情報
		福祉一般	5-10	年金生活者支援給付金の支給に関する法律に よる年金生活者支援給付金の支給に関する情
				報 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情
			5-11	報 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永
	中国残留邦 人等支援	5-12	住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律による永住帰国旅	
			J-12	費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情
		介護・高齢	E 12	報   介護保険法による保険給付の支給、地域支援   東巻の実施芸しくは保険制の徴収に関する様
	1	者福祉	5-13	事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報

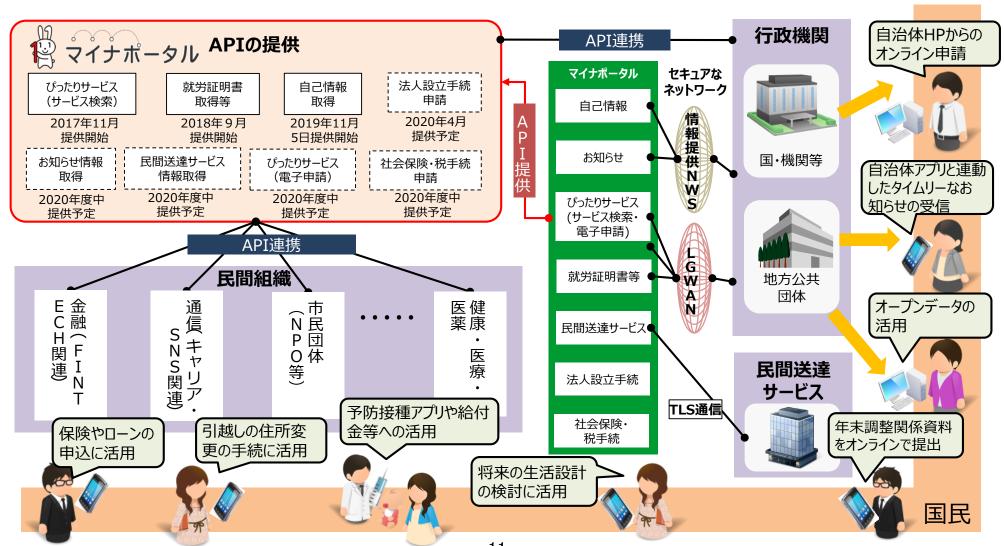
No.	分野名	分野 詳細名	自己情報 番号	情報の内容
	社会保険 (雇用・労働)	6- 6- 雇用 6-	6-1	雇用保険法による給付の支給に関する情報
			6-2	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関 する情報
_			6-3	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇 用継続基本給付金の支給に関する情報
6			6-4	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の 支援に関する法律による職業訓練受講給付金 の支給に関する情報
		労災補償	6-5	労働者災害補償保険法による給付の支給に関 する情報
		力火 制良	6-6	地方公務員災害補償法による公務上の災害又 は通勤による災害に対する補償に関する情報
	社会保険 (年金)		7-1	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的 年金給付の支給に関する情報
		7-2 7-3 7-4 年金·日本 年金機構関 不 7-6 7-7 7-8	7–2	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その 他の法令による障害を有する者に対する手当 の支給に関する情報
			7-3	国民年金法その他の法令による給付の支給に 関する情報
7			7-4	国民年金法その他の法令による年金である給 付の支給に関する情報
			7–5	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第 二項において準用する特別児童扶養手当等の 支給に関する法律第十七条第一号の障害を支 給事由とする給付の支給に関する情報
			国民年金法又は被用者年金各法による年金で ある給付の支給又は保険料の徴収に関する情 報	
			7-7	国民年金法による障害基礎年金の支給に関す る情報
			7-8	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に 関する法律による特別障害給付金の支給に関 する情報
			7-9	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その 他の法令による給付の支給に関する情報

(令和2年3月現在)

### マイナポータルのAPIで新たに実現されるサービス

マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPIとして提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながることが期待されます。

※ APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するものです。



11

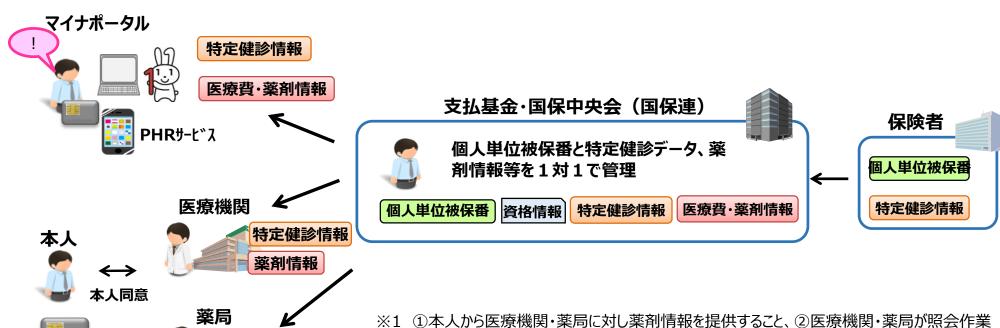
### 薬剤情報、医療費情報、特定健診データのマイナポータル等での閲覧の仕組み

#### 【導入により何が変わるのか】

マイナンバーカード

- 患者本人や医療機関等において、特定健診データや薬剤情報等の経年データの閲覧が可能。
  - ⇒ 加入者の予防・健康づくりや重複投薬の削減等が期待できる。

薬剤情報



- ※1 ①本人から医療機関・薬局に対し薬剤情報を提供すること、②医療機関・薬局が照会作業を行うことについて、マイナンバーカードにより本人確認と本人から同意を取得した上で、医療機関・薬局から支払基金・国保中央会に薬剤情報を照会する。支払基金・国保中央会は保険者の委託を受けてオンラインで薬剤情報を回答する。
- ※2 医療機関・薬局における本人確認と本人同意の取得の履歴管理は、オンライン資格確認等システムにより、マイナンバーカードの電子証明書を用いて行う。

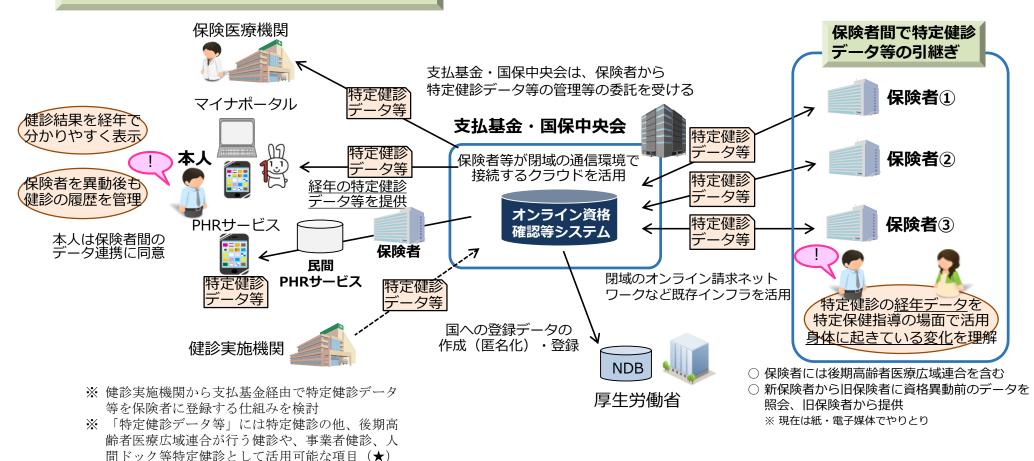
### 〇特定健診データ等の保険者間の連携、マイナポータル等の活用(イメージ)

・特定健診データ等の管理等を支払基金・国保中央会に委託する仕組みとすることで、保険者間での円滑なデータ連携ができる。 マイナポータルや民間PHRサービスを活用して、本人が経年の特定健診等の記録を確認できるシステムも整備できる。

(※) PHR (Personal Health Record) サービス:個人の健康データを履歴管理し、健康管理サービスを提供。

#### マイナポータル等やPHRサービスで特定健診等の 経年データを閲覧

を含む健診が該当

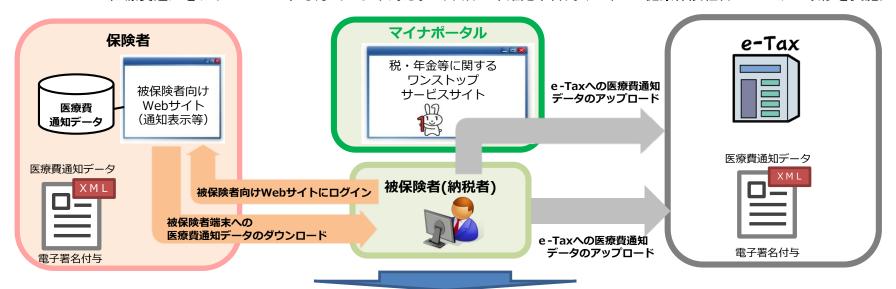


★特定健診データ:身長・体重・血圧、血糖・血中脂質・肝機能・尿検査等の検査値、問診の結果、 血圧・血糖・血中脂質の治療薬の服薬、喫煙・飲酒、食事・運動等の生活習慣

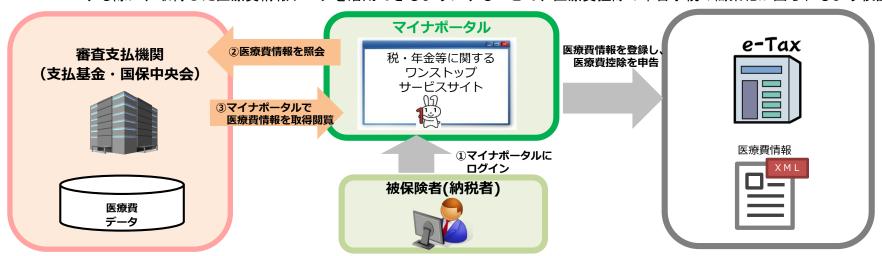
### マイナポータルを活用した医療費控除の申告手続きの簡素化

1 現状

平成29年分確定申告(平成30年1月~)については、被保険者が、各保険者の開設するWebサイトより医療費通知をダウンロードし、e-Taxへ医療費通知をアップロードする方式により対応。(平成29年確定申告向けに、171健康保険組合がシステム改修を実施)



**2 簡素化後** 被保険者(納税者)がマイナポータルを通じて、医療費情報を閲覧・取得できるようにするとともに、e-Taxを利用して確定申告する際に、取得した医療費情報データを活用できるようにすることで、医療費控除の申告手続の簡素化が図られるよう検討中。



### 参考:マイナンバー法におけるマイナポータルの位置付け

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)附則

(検討等)

第6条 (略)

- 3 政府は、この法律の施行後一年を目途として、**情報提供等記録開示システム**(総務大臣の使用に係る電子計算機と第23条第3項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第30条第2項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第12条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第十八条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。) **を設置する**とともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における 活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は行為を行うこと及び当該手続 又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当 該手続又は行為を行うべき者であることを確認するための措置を当該手続又は行為に応じて簡易なものとするこ とについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
  - 一 法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続(前項に規定するものを除く。)
  - 二 個人番号利用事務実施者が、本人に対し、個人番号利用事務に関して本人が希望し、又は本人の利益になる と認められる情報を提供すること。
  - 三 同一の事項が記載された複数の書面を一又は複数の個人番号利用事務実施者に提出すべき場合において、一 の書面への記載事項が他の書面に複写され、かつ、これらの書面があらかじめ選択された一又は複数の個人番号利用事務実施者に対し一の手続により提出されること。

参考:マイナンバー制度、マイナンバーカード関係

### マイナンバー制度の3つの仕組み

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。いわゆる「マイナンバー法」)

<趣旨> 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

#### 1 個人番号(マイナンバー)

- ・日本国内の全住民に12桁のマイナンバー(個人番号)を付番。
- ・マイナンバー法に定められた**社会保障・税・災害対策分野の事務(個人番号利用事務)において利用**。 利用事務に関して必要な限度で利用される事務(個人番号関係事務)においても取り扱われる。
- ⇒ 行政事務の効率化、情報連携による行政手続の簡素化

2月28日~3月5日(7日間)で、情報提供ネットワークシステムによる情報照会は162.9万件、情報提供は156.8万件

- ・マイナンバーは、本人確認(番号確認と身元確認)と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定 のルールがある。マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管は禁止されている。
- ・法人には13桁の法人番号が付与。個人番号と異なり、誰でも自由に利用可能。

#### 2 マイナンバーカード(個人番号カード)

申請件数:2307.3万件 (令和2年3月15日時点)

交付枚数:2000.8万枚 交付率:15.7%

- ・顔写真入りのカードにより、マイナンバーの本人確認(番号確認と身元の確認) を1枚で行うことが可能。
- ・マイナンバーを使わずに電子的に個人を認証する機能等(ICチップ)を搭載。
- 官民の様々な用途に利用可能。





### 3 マイナポータル

- マイナンバーに関係する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト
- ・自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続きなどのサービスも提供。

### マイナンバーとマイナンバーカードの違い

#### マイナンバー

○ 全住民1人に一つ、本人の意思にかかわらず、強制的に付番・利用される。引越・転職・結婚でも不変の番号で、個人を特定する機能が極めて強い。



住基ネット違憲訴訟最高裁判決を踏まえ、 以下の措置を講じて制度化

- 〇 利用主体や利用範囲を法律で限定 <mark>障・災害対策の3分野</mark>で個別に規定)。
- 「情報を一元管理する仕組みとしない。漏洩防止、 法定されていない収集・名寄せの禁止など、厳格に 管理
- O なりすまし防止のため、本人確認(「番号確認」 と「身元確認」)を義務付け。
- ※ 全国8地裁においてマイナンバー違憲訴訟が提起 され、係争中(9月26日に横浜地裁で、12月27日名 古屋地裁で、2月25日に東京地裁で、それぞれ原告 の請求を棄却)。

#### マイナンバーカード

マイナンバー使用時の本人確認(「番号確認」 と「身元確認」)を1枚で行えるようにした、顔 写真付きのカード。



本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行ったうえで交付

- 〇 官民・分野を問わず、また、マイナンバーの利用事務であるか否かを問わず、対面でもオンラインでも本人確認手段として幅広く利用可能。
- O I Cチップ内に搭載された電子証明書により、 マイナンバーを使わずに、オンラインで本人確認 が可能。
- 〇 電子証明書やICチップの空き領域は民間活用 も可能。

マイナンバーカードの保険証利用は、こちらの仕組み 医療機関・薬局では、マイナンバーは用いない

### マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

### 交付無料

### 対面での本人確認

### 顔写真付きの身分証明書として

- ⇒ 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- ▶ 顔写真があるのでなりすましができない
- ➤ 公私での身分証明が可能

**住所** ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号 **性別** 女
平成元年 3月31日生 2025年 3月31日まで有効
□□市長
0123456789ABCDEF **1234** 

カードの 券面記載事項

### 電子的な本人確認

### インターネット等により、 どこからでも安全・確実に本人を証明

- ▼ 電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、口座開設などの大切な手続も、どこからでも安全にできる
- 今後、健康保険証としての利用や、 海外からのインターネット投票も可能に
- さらに、将来的には AIその他の様々な先端技術の活用を実現
  - <例>窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力 やAIとの対話により、行政手続をスムーズに
  - ➡ Society5.0時代の必須ツール

### マイナンバーの提示

氏名 番号 花子

### このカードを提示することで、 自分のマイナンバーを証明

➤ 社会保障・税などの手続で、添付 書類が不要に



裏

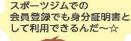


運転免許証を持っていない 私は、マイナンバーカードを 身分証として使えて助かって います

>



最近はライブ会場でも 顔写真付き身分証明書が 必要…そんなときにも便利!





#### 行政手続などでマイナンバ=の提示を求められたときも

マイナンバーの提示と 本人確認がこれ 1 枚で 済むなんて! なんて便利なの~!



1枚で二役!

マイナンバーの提示と、本人であることの確認を 1枚で済ませられるのが「マイナンバーカード」!

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2





マイナンバー

持っていないときは、マイナンバーがわかる書類と、 顔写真付きの身分証明書の2点が必要だよ!

マイナンバーを提示 する機会も多いから マイナンバーカードを 作って良かった! 本人確認のための運転 免許証も用意しなくて 良いし♪



#### 金融機関でも便利

金融機関における口座開設などにも使える!

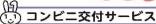












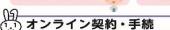
市区町村窓口に行けないときも、近くのコンビニで住民票の 写しや課税証明書など、各種証明書を取得できます。

※市区町村によってサービス内容が異なります。 \*\*毎日6:30~23:00まで \*\*年末年始(12月29日~翌年1月3日)を除く

簡単にコンビニで 取得できたし、窓口よりも 手数料が安い市区町村 もあるので嬉しいね!

今まで会社を休んで書類を 取りに行ってたけど、通勤 先の近くのコンビニで すぐ取れた!

急に住民票が必要になっちゃったけど、 子どもが小さくてなかなか窓口に行けない… そんなときも自宅の近くの コンビニで取れました!



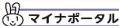
確定申告をはじめ、インターネットバンキングや各種の民間企業のオンライン契約の 利用が広がっています。本人確認にマイナンバーカードを活用することで、口座開設 までの期間を短縮できるようになるほか、なりすましや情報の改ざん防止にもなります。

毎年確定申告会場は混雑… でも、今年からインターネットで 確定申告(e-Tax)!すっごく便利!



オンライン契約で、来店・ 書類記入・押印・印紙税の負担 がゼロなのは本当に助かる♪





国民 1 人 1 人の専用サイトであるマイナポータルで、 子育てや介護をはじめとする手続のオンライン検索・電子申請 ができます。

※市区町村によってサービス内容が異なります。

児童手当の現況届 が自宅で電子申請 できた!

保育所の入所申請も、ラクラク 電子申請!手書きしなくて 良いからラクだわ~♪





詳しくはこちら▼

▲マイナポータルのトップ部の

### 行政や民間での手続や取引において、オンラインでの本人確認を安全・確実に 行うことができます(マイナンバーカードを利用した公的個人認証サービス)

<金融機関等の口座開設時の例>

#### 【従来】 対面による本人確認又は本人確認書類の写しの郵送による提出

来店で申込又は申込書に記入の上、本人確認書類等の必要書類を添付して、金融機関へ郵送

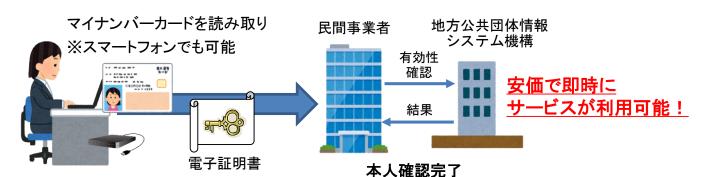


<u>郵送コスト、</u> タイムラグが発生!

本人確認完了

金融機関書類に誤りがないか確認

### 【公的個人認証サービス利用】 オンライン上で本人確認



<公的個人認証サービス の利用によるメリット>

安価で迅速な顧客登録 (アカウント開設)

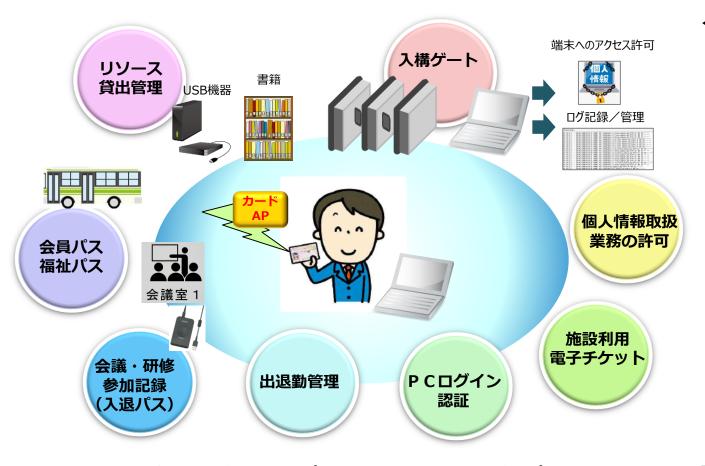
顧客情報の「異動なし」の把握と「更新の契機」の把握

確実な登録ユーザーの確認 (ID・パスワード式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能)

お客様カードの代替 (独自のメンバーズカードの 発行が省略可能)

- ・インターネット等によるオンライン手続や取引において、電子証明書により安全・確実な本人確認を行うための公的サービス。[公的個人認証法]
- ・なりすまし・改ざんや送信否認の防止を担保、高いセキュリティを確保している。
- ※行政機関のほか、民間事業者31社(大臣認定事業者14社、同事業者を利用している事業者17社)がサービスを提供 ※令和元年11月1日現在

# マイナンバーカードのICチップ内の空き領域を活用して施設の利用や出退勤管理など様々なサービスに利用できます



<空き領域の活用によるメリット>

マイナンバーカードを使用するため新規のカード作成は不要

国際規格に準拠、セキュリティの高いマイナンバーカード利用

経費を抑え使い勝手の良いクラウドも利用可能

複数のサービスをマイナンバーカード1枚に集約できる

カードの有効期限が10年間、長期にわたり継続利用できる

- マイナンバーカードのICチップ内の空き領域は、カードアプリケーション(以下「カードAP」 という)を搭載することで、顧客向けの様々なサービスに利用できます。
- カードAPを搭載するシステム及び情報を読み書きするソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)で提供しており、個別にカードAPを搭載するシステムを用意する必要がないため、導入及び運用コストが削減できます。
- カードAPを搭載することで、マイナンバーカード1枚で様々なサービスが受けられるようになります。

### マイナンバーカードは安全

### なりすましはできない

✓ 顔写真入りのため、 対面での悪用は困難。



#### 万全のセキュリティ対策

≫ 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能



プリ毎に暗証番号を設定し、 一定回数間違うと機能ロック



➤ 不正に情報を読み出そうとする と、ICチップが壊れる仕組み



### 大切な個人情報は入っていない

### マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない

✓ ICチップ部分には、税や 年金などの個人情報は記録 されない。

オンラインの利用には マイナンバーは使われない



マイナンバーを利用するには、 顔写真付き身分証明書等での本 人確認があるため、悪用は困難。



## マイナンバーカードの3つのギモンに マイナンばあちゃんがお答えします!

マイナンバーカード うら面



うら面のマイナンバーを 他人に見られたら どうなるの?



見られても他人は悪用 できない仕組みなのじゃ!



他人があなたのマイナンバーを使って 手続することはできません!

マイナンバーを使う 手続では顔写真付の 身分証明書での本人 確認が行われます。



#### マイナンバーを知られても、あなたの 個人情報を調べることはできません!

・マイナンバーの利用範囲や、収集・保管 などは法令で厳しく制限されています。

← 個人情報を一元管理する仕組みではない ため、情報が芋づる式で漏れることは ありません。(ポイント2参照)

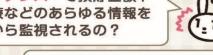
#### マイナンバーを悪用した場合には厳しい 罰則があります!

例えば…

マイナンバーを扱うことができる人が、自分または誰かの 不正な利益のためにマイナンバーを提供した場合は、3年以下 の懲役か150万円以下の罰金、もしくは両方が科されます。

※罰則は他にもあります。

マイナンバーで預貯金額や 医療などのあらゆる情報を 国から監視されるの?





監視はしていないし できないのじゃ!

#### ポイント2

マイナンバー制度はあなたの情報を 1 か所 に集めて管理する仕組みではありません!





手続を受付ける 行政職員だけが、 その手続に必要な 情報に限って アクセスすること が許されています。

不正なアクセスが行われ ないように、第三者機関 の 「個人情報保護委員会」 が監視・監督しています。



3)マイナンバーカードを 落としたり失くしたり したらどうしよう…





安心せい、まずは雷話じゃ!

#### ポイント3

24時間365日体制にて マイナンバーカードの

キャッシュカード等 と一緒だね!

一時利用停止を受付!

0120-95-0178

外国語にも対応!(英・中・韓・スペイン・ポルトガル)

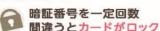
#### 詳しくはうら面を見てね

カードのICチップには、税や年金などの プライバシー性の高い情報は 入っていません!



()分 健康保険証として使えるようになっても (2021年3月(予定)スタート)、健診結果や 薬剤情報がICチップに入ることはないんだね。

カード利用には暗証番号等の認証が 必要です!



他人が悪用できない ようになって いるんだね!



不正に情報を読み出そうと すると IC チップが壊れる



## マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例①

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
		生活保護受給証明書
     保育園や幼稚園等の利用		児童扶養手当証書
に当たっての認定の申請	市町村	特別児童扶養手当証書
(子ども・子育て支援法)		課税証明書
		障害者手帳
児童手当の申請	市町村	課税証明書
(児童手当法)		住民票
		生活保護受給証明書
奨学金の申請   (Xh か に な か た な ) し	│ │日本学生支援	雇用保険受給資格者証
│ (独立行政法人日本学生 │ 支援機構法)	機構	障害者手帳
		課税証明書
特別支援教育就学奨励費	都道府県教育 委員会	住民票
│ の申請 │ (特別支援学校への就学		課税証明書
奨励に関する法律)		生活保護受給者証明書
		住民票
│ │ 児童扶養手当の申請	都道府県·市町 村	課税証明書
(児童扶養手当法) 		特別児童扶養手当証書
		障害者手帳
		課税証明書
   生活保護の申請	保護の実施機 関(都道府県・ 市等)	雇用保険受給資格者証
(生活保護法)		児童扶養手当証書
		特別児童扶養手当証書

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
特別児童扶養手当の支給の	**************************************	住民票
申請(特別児童扶養手当等の 支給に関する法律)	│ 都道府県·市町村 │	課税証明書
		住民票
障害福祉サービスの申請	市町村	課税証明書
(障害者総合支援法)	1,000	生活保護受給証明書
		障害者手帳
		住民票
ᆥᄚᇼᆝᇛᆠᆚᆛᅩᄛᇹᇰᆂᅖᇍᅷ		課税証明書
障害者・児に対する医療費助成 の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	生活保護受給証明書
		特別児童扶養手当証書
		障害者手帳
介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法)	ハローワーク	住民票
		住民票
保険料の減免申請 (介護保険法)	市町村	課税証明書
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		生活保護受給証明書
出産育児一時金の申請 (健康保険法)	健康保険組合等	住民票
		住民票
公営住宅の入居の申請	都道府県・市町村	課税証明書
(公営住宅法)		生活保護受給証明書
		障害者手帳

### マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例②

※令和元年10月30日から本格運用に移行した主な手続き

1. 地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会				
申請項目	申請先	省略可能な書類の例		
     生活保護の申請	保護の実施	   年金額改定通知書 		
(生活保護法)	│機関(都道府 │県·市等) │	年金振込通知書		
児童扶養手当の申請	都道府県・	年金額改定通知書		
(児童扶養手当法)	市町村	年金証書		
障害者・児、難病患者に対する医療 費助成の申請	都道府県• 市町村	年金額改定通知書		
(障害者総合支援法) (難病の患者に対する医療等に関 する法律)		年金振込通知書		
精神障害者保健福祉手帳の交付申 請	都道府県・	年金証書		
(精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律)	│ 政令指定都 │ 市	年金振込通知書		
健康保険組合管掌健康保険の被扶 養者認定の申請 (健康保険法)	健康保険組合・国家公務	年金額改定通知書		
(国家公務員共済組合法) (地方公務員等共済組合法) (私立学校教職員共済法)	員共済・地方   公務員共済・   私学共済	年金振込通知書		
年金たる保険給付の支給申請	   厚生労働大   臣(労働基準	年金額改定通知書		
(労働者災害補償保険法) 	足(力衡基準   監督署) 	年金振込通知書		

2. 日本年金機構等から地方公共団体等への情報照会			
申請項目	申請先	省略可能な書類の例	
国民年金保険料の免除・納付	D + 左 △ * #	住民票	
猶予の申請  (国民年金法) 	│日本年金機構 │ │	課税証明書	
国民年金保険料の学生納付特 例の申請 (国民年金法)	日本年金機構	課税証明書	

3. 年金関係事務以外の情報照会			
申請項目	申請先	省略可能な書類の例	
国保保険者に対する高額療養費 等の支給申請(適用区分の確認) (国民健康保険法)	市町村・国民 健康保険組 合	課税証明書	
予防接種の実施・実費徴収	都道府県∙市	予防接種の実施に関 する情報	
(予防接種法)	町村	課税証明書	
高額障害福祉サービス等給付費の支給申請	± m·++ E	住民票	
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	市町村長   	課税証明書	

### マイナンバーカードの普及促進等のポイント

デジタル・ガバメント閣僚会議 (令和元年6月4日)決定

- 国民が<u>マイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため</u>、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。
- 関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する。

#### 1. 自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として**令和2年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバー** カードを活用。
- マイキープラットフォームの改修や制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、 利用環境の整備等を着実に進める。

#### 2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを**令和3年3月から本格運用**。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入 を目指し、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備に対する 十分な支援を実施。
- 令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を本年8月を 目途に公表。国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進。

#### 3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を8月を目途に公表。市町村ごとのマイナンバーカード交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を実施。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

### 全体スケジュール

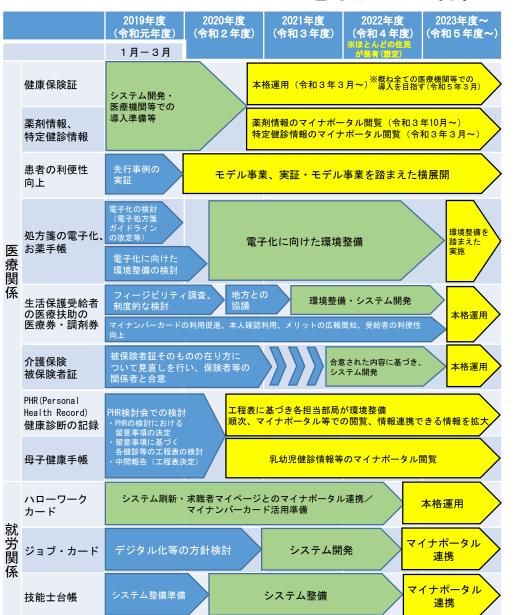
### (マイナンバーカード交付枚数(想定))

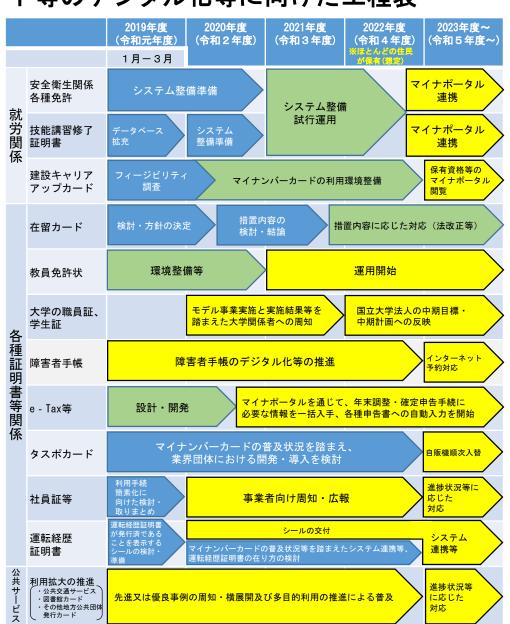
2020年7月末	3000~4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性 化策に向けて
2021年3月末	6000~7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000~10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを作	呆有

### (マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備)

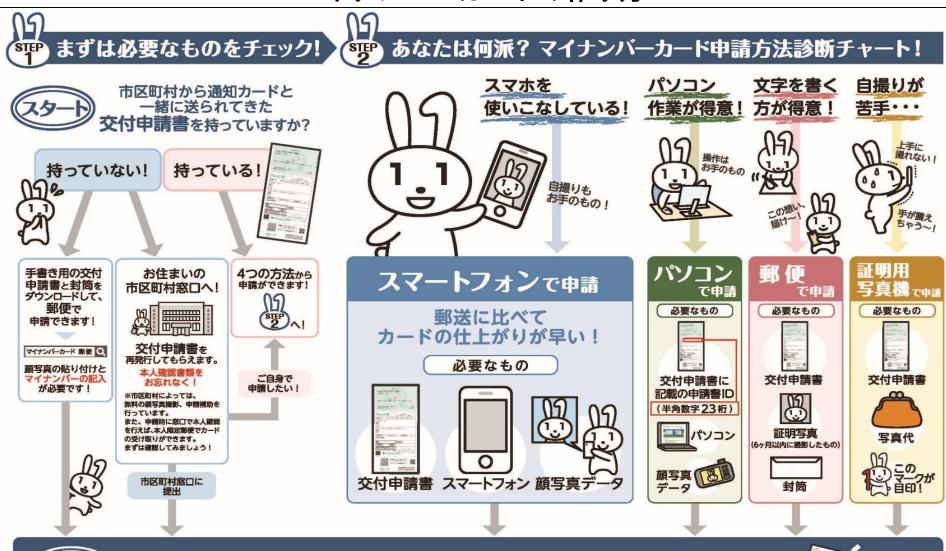
2019年10月	「医療情報化支援基金」設置、医療機関等におけるシステムの検討を 継続	
2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始	
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の 6 割程度での導入を目指す	
2021年10月	マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始	
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す	
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す	

## マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表





### マイナンバーカードの作り方



**ゴール** 申請から約1ヶ月後、市区町村から「交付通知書」が届きます! **※ ξ** 交付通知書に記載の必要書類を持参して、あなたのマイナンバーカードを受け取りに行きましょう! 。